

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市老人クラブ連合会活動促進事業補助金
補助の区分	団体運営補助、事業補助（事業補助）
補助の概要	高齢者の生きがいのある生活づくりを促進するために市内の老人クラブを統括する佐渡市老人クラブ連合会の活動を支援し、市内の老人クラブの活動を活性化させるため、市老連が行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市老人クラブ連合会
補助対象経費	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	2,805千円（予算額）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	①、②、③の合計額（1,000円未満切り捨て） ①老人クラブ数×17,000円、②老人クラブの会員数×500円 ③健康づくり事業の実施に係る経費（上限50万円）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 高齢者の生きがいのある生活のため、市内の老人クラブを統括する佐渡市老人クラブ連合会の活動を手厚く支援する必要があるため。
数値目標等	A 数値化
	団体数の維持60団体、加入者数の維持2,500人、活動毎月1回
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者の生きがいのある生活づくりを促進することを目的としており、費用対効果は算出できない。健康づくり事業を行うことで、健康に関する知識や技術を学ぶことができ、体力の保持や健康状態を維持することができる。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡市老人クラブ連合会へ申請書を送付
事業担当	（担当部署） 高齢福祉課
	（電話番号） 0259-63-3790